

専決処分報告（調停）

平成28年（2016年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件5件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成28年10月5日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第86号 賃料等請求調停事件	厚別区青葉団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計135,260円を今後分割して平成30年12月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
2	平成28年10月7日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第81号 賃料等請求調停事件	北区グリンピア篠 路北の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃64,840円を今後分割して平成31年5月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成28年10月7日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第83号 賃料等請求調停事件	白石区東川下団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計266,500円を今後分割して平成33年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成28年10月26日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第80号 賃料等請求調停事件	東区光星団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃84,460円を今後分割して平成30年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成28年11月8日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第98号 賃料等請求調停事件	白石区東川下団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計257,300円を今後分割して平成31年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。